

香港・中国本土の両市場間の実務協力をさらに深化させ、より緊密な協調的発展を促進するための一連の新たな措置

## 1. 措置の内容

- (1) 適格な中国本土企業による香港での上場を通じた資金調達、適格な香港上場企業による中国本土市場への重複上場、適格な香港上場企業による中国本土での債券発行を引き続き支援するとともに、両地域の市場と資源を資金調達や事業発展により有効に活用できるようにする。
- (2) 両地域の指数プロバイダー（注 1）が協力を強化し、中国資産に基づく指数をさらに多く立ち上げ、それによって中国指数および中国資産の国際的な認知度向上を図る。
- (3) 両地域の先物市場間の協力を深化させ、香港におけるより幅広い人民元建て・人民元決済の先物商品の導入を支援する。
- (4) 両地域の金融機関による、両市場を基盤とし中国の現代産業システムを対象とする上場投資信託（ETF）商品のさらなる組成・導入を支援するとともに、従来の株式 ETF 商品については迅速な審査・登録制度を実施する。
- (5) 十分な能力、健全な経営体制、高い管理水準を有する証券会社およびファンド会社が、法に基づいて海外展開を行い、香港を拠点として秩序ある形で国際ビジネスを展開できるように支援するとともに、一流の投資銀行および投資機関の育成を促進する。
- (6) 両地域の上場企業による気候関連移行計画（注 2）の開示に関するパイロットプログラムを推進するとともに、グリーンファイナンスの発展を共同で促進する。
- (7) 香港の銀行に勤務する証券・先物分野の専門家が、簡素化された手続きを通じて中国本土における関連専門資格を取得できるよう、奨励・支援策を検討する。

## 2. 具体的な取り組みの内容

- (1) 両市場における発行および上場に関する規制協力を引き続き強化し、優良企業に対する国境を越えた双方向の直接資金調達を秩序ある形で推進するとともに、両市場が持つ強みの相互補完と協調的な発展を促進する。
- (2) 両市場間での金融仲介機関（注 3）の監督に関する規制協力の継続的な強化、リスクモニタリングや情報共有の仕組みの充実、業界機関の健全かつコンプライアンスに則った経営の促進を行う。
- (3) グローバルな金融ガバナンスおよび地域的な規制協力への関与を深化させるとともに、地域の資本市場の安定的かつ健全な発展を共同で推進する

（注1） 株価指数や市場インデックスを開発・算出し、投資家や資金運用会社に提供する専門機関を指す。

（注2） 企業が低炭素化や温室効果ガス排出削減に向けて策定する具体的な行動計画やロードマップを指す。

（注3） 証券会社、資産運用会社、ブローカーなど、投資家と金融市場を仲介する金融サービス事業者を指す。